

# 宮代町既存建築物耐震診断・改修工事等補助金 Q & A

## ＜制度編＞

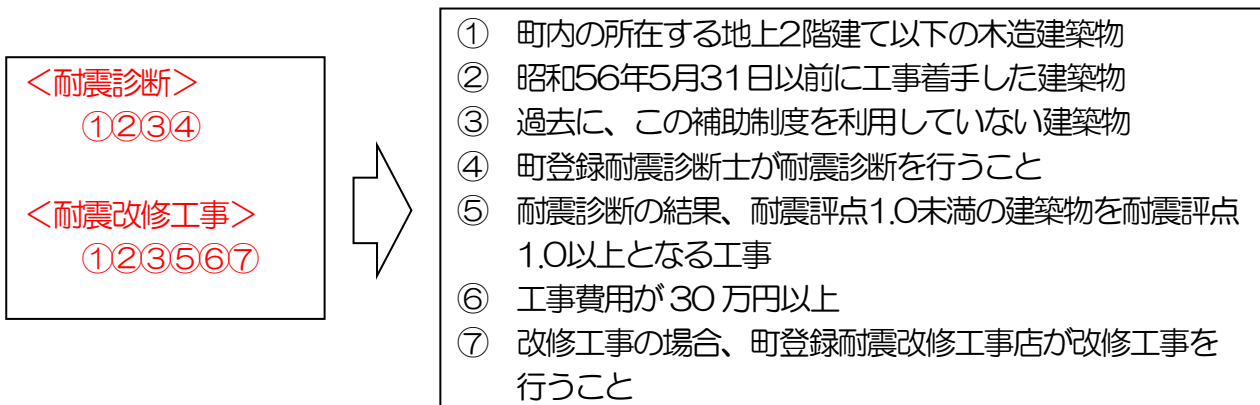
宮代町では、住民の皆さんが安全で住みやすい町が作れるようお手伝いをさせていただいております。そのお手伝いのひとつが、皆さんの命をお守りするために必要な住宅への「耐震診断及び改修工事等補助制度」です。

ここでは、この『補助制度』について解説をします。

**Q： 耐震診断・改修工事等補助金の概要を教えてください。**

A：

■ 条件 ■ 以下の条件をすべて満たす場合、補助対象となります



■ 補助率、上限額 ■

区 分		補助率	限度額	
耐震診断	一般	1/2	5万円	
	高齢者の世帯 又は 障害者等の世帯	3/4	7万円	
耐震改修工事	改修工事	一般	1/2	50万円
		高齢者の世帯 又は 障害者等の世帯	3/4	60万円
		二世帯住宅	1/2	60万円
		高齢者・障害等の世帯で、かつ二世帯	3/4	70万円
	建替え工事	一般	1/2	20万円
		高齢者の世帯 又は 障害者等の世帯	3/4	30万円
		二世帯住宅	1/2	30万円
		高齢者・障害等の世帯で、かつ二世帯	3/4	40万円

＜定義＞

- 改修工事 … 補強工事（上部や基礎）、工事に必要な工事（撤去や再仕上げ）、耐震改修設計及び工事監理
- 建替え工事 … 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満の建築物をすべて除却し、同一敷地内に新たに建築物を建築する工事
- 高齢者の世帯 … 75歳以上の高齢者のみの世帯
- 障がい者等の世帯 … 次のアからオのいずれかに該当する者が属する世帯
  - ア 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級、2級又は3級の者
  - イ 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がOA、A及びBの者

- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級の者
  - エ 要介護認定を受け、要介護度が3、4又は5の者
  - オ 埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱又は埼玉県小児慢性特性疾患医療給付事業実施要綱に基づく受給証の交付を受けている者
- 二世帯住宅 …… 夫婦及びその直系尊属が同一の建築物に居住している住宅  
(耐震改修工事等完了後14日以内に二世帯住宅の要件を満たす場合を含む。)

**Q： なぜ「昭和56年5月31日以前に工事着手した建物」でないと町の補助金の対象にならないのですか？**

A： まず、『昭和56年5月31日以前』という基準については、大きく分けて2つの要因から設けています。

- ① 1978年(昭和53年)の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正(昭和56年6月1日)されたこと
- ② 阪神大震災時の一番の死因は「家屋倒壊」によるものであり、その倒壊した家屋のうち7割強が旧耐震基準だったこと

このようなことから、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)に工事着手された住宅は相対的に倒壊の危険性が高いと判断し、基準となっています。

**Q： どのような場合、「高齢者の世帯」の対照となるの？**

A： 例を参考にしてください

該当する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 75歳以上の高齢者だけの世帯である</li> <li>● 75歳以上の高齢者だけの世帯であるが、現在病院に短期入院中で現在はいない</li> </ul>
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 75歳以上の高齢者世帯と75歳以下の方が同居している</li> <li>● 介護施設等に入所している</li> <li>● 75歳以上の高齢者世帯のみが住む住宅をこれから建築する</li> </ul>

**Q： どのような場合、「障がい者等の世帯」の対照となるの？**

A： 例を参考にしてください

該当する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の方が世帯内にいる場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳(身体・療育・精神)を所持(指定級確認)している</li> <li>・要介護3、4、5のいずれかの認定を受けている</li> <li>・埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱又は埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱に基づく受給者証の交付を受けている</li> </ul> </li> <li>● 現在、病院に短期入院している</li> </ul>
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在施設に入所している</li> <li>● 工事終了後、世帯員となる予定</li> </ul>

**Q： どのような場合、「二世帯住宅」の対象となるの？**

A： 例を参考にしてください

該当する	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現在、親夫婦と同居していて、工事後も同居する</li><li>● 2階建ての二世帯住宅（玄関、台所等別）</li><li>● 建替えを機に同居する（完了後14日以内に居住すること）</li></ul>
該当しない	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同一敷地内に2棟建築する（つながっていても不可）</li><li>● 工事完了後、14日以内に居住できない</li></ul>

**Q： 知り合いの業者に耐震診断や耐震改修工事等を頼んだ場合、補助金は受けられますか？**

A： 補助制度を利用する場合、「耐震診断」及び「耐震改修工事」については、町に登録している業者に依頼することが補助の条件となります。

しかし、「建替え工事」の場合は、指定業者はありませんので知り合いの業者に依頼することは可能です。

\*注意 …… 補助制度を利用する場合は、耐震診断が必須になりますので注意してください

**Q： 耐震診断をしないで、耐震改修工事等をすることができますか？**

A： 耐震改修工事等は、耐震診断の結果を踏まえて行うことを前提としていますので、耐震診断を省略した工事は、補助の対象とはなりません。

耐震診断を行わないと、その工事が耐震改修工事等であるとの証明ができませんので、町の耐震補助制度だけでなく、所得税の特別控除や固定資産税の減額等の優遇措置も受けられなくなります。

**Q： 建替工事で補助は受けられますか？**

A： 広い意味では建替工事を行うことで、耐震化の促進という考え方にも合致するため、町では建替え工事に伴う既存建築物の除却費用を補助することとしています。